

知的財産制度についての出張授業

弁理士が寸劇で分かりやすい授業を

●群馬県・創世中等教育学校

群馬県の創世中等教育学校(平方秋夫校長、生徒百八十六人)は九月十三日、弁理士を講師に迎え、知的財産制度について学ぶ授業を行った。中学一年から三年生が対象。日本弁理士会の協力の下、弁理士三人による寸劇形式を取り入れた授業は、生徒たちの関心を引いていた。

この日は特別活動の一環として授業を行った。発明を保護する仕組みが必要であることを認識させ、特許制度の意味を理解させることが狙い。寸劇は羽鳥亘弁理士と貝塚亮平弁理士がそれぞれ会社の社長役として演じた。

貝塚氏は椅子の上にかけて、上着が床に付かないハンガーを一年かけて開発する。そのハンガーを持って、百貨店に売り込みに行き、しばらくは安定した収入を得る。

しかしその一年後、羽鳥氏は貝塚氏の真似をしてほぼ同じハンガーを作り、販売する。羽鳥氏のハンガーの方が二十円安かったため、こちらのハンガーの方がよく売れるようになる。貝塚氏は「後から真似されたら商売あがったり。こちらは一年間の研究



開発費がかかっている」と羽鳥氏を批判した。

「こういう状況で、また新しい発明をしようという気になるか」と生徒に質問。すると「真似はよくない」「安い方がいい」と意見が分かれた。そして、特許とは、発明をした人に権利が与えられ、それを真似されないために一定期間保護するための制度と説明。世の中に新しい発明が出てきやすくするために、特許制度というものが必要だと学んだ。

また、プレゼンテーション用ソフトを使い、特許についての解説も行った。車や電話やヘッドホンステレオ、カップラーメンなどを提示し、「日本人が発明したものはどれ?」と聞く。そのうち多くのものが、日本人によって発明されたことに生徒たちは驚いていた。

授業概要

■授業時間数 1時限(50分)

■単元 総合的な学習の時間、社会もしくは課外授業など

■授業展開 日本弁理士会3名程度の講師とスタッフ派遣。
日本弁理士会制作の授業の台本、パワーポイントでの映像紹介など日本弁理士会一括対応。

■担任の先生の対応について

学校内での了承(学校長の了承)、授業時間の調整、事前事後学習など

■授業実施までの展開

- ① 学校側と日本弁理士会との授業内容、日程の調整
- ② 事前打ち合わせ
- ③ 授業実施

※まずは下記までお問い合わせください。

弁理士による知的財産権の授業を実施してみよう



●群馬県 創世中等教育学校 3年1組 担任 荻野実 教諭

知的財産制度……一度聞いただけではなかなか難しく思う題材を、弁理士の先生方は、見事なチームワークで楽しく興味深い授業をつくり上げていた。この授業を通して生徒たちは、特許制度の根本的な意味と必要性を理解できたと思う。

決して広大な国土や豊かな資源に恵まれているとはいえない我が国にとって、対外競争力の中心となるのはアイデアと技術だろう。それを担える生徒、守れる生徒を輩出できるように頑張りたい。

出張授業に関するお申し込み・お問い合わせは、右記までご連絡ください。

◎問い合わせ先 日本教育新聞社 企画調査室 担当/川崎
TEL:03-5510-7800 FAX:03-5510-7802
E-mail:n-kawasaki@kyoiku-press.co.jp